

ウイルス性肝炎

患者さんに役立つ制度

ウイルス性肝炎は専門医による治療・検査を続けることが大切です。
その費用を補助する制度をご紹介します。



肝炎ウイルス検査の助成

これまで検査を受けたことがない方は、保健所において無料の肝炎ウイルス検査を受けることができます。陽性と判定された時も医療機関での初回精密検査費用が助成される場合があります。詳しくはお住まいの市町村、お近くの保健所まで。

札幌・小樽・旭川は医療機関でも

札幌市、小樽市、旭川市にお住まいの方は、各市が委託する医療機関(委託医療機関)でも無料のB型・C型肝炎ウイルス検査が受けられます。詳しくは札幌市保健福祉局、小樽市保健所、旭川保健所まで。



B型・C型肝炎治療費の助成

北海道のB型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

北海道のウイルス性肝炎治療では、ウイルス性肝炎患者に対する「北海道単独事業」と治療法に対する「国事業」との2つの肝炎対策事業を組み合わせることで助成を行っています。

対象となる治療は、慢性肝炎、肝硬変、肝がんの治療です（なお、インターフェロン、核酸アナログ製剤、C型肝炎経口新薬の治療の場合には国の制度を利用します）。申請には医師の診断書等が必要です。ご希望の方は医療機関でご相談ください。



助成を受けたときの自己負担額（北海道の場合）



世帯の市町村民税	国事業の自己負担額 （抗ウイルス治療）	道単独事業の自己負担額 （その他の治療）
住民税非課税世帯	なし	なし
市町村民税（所得割） 23.5万円未満	月1万円	1 医療機関ごとに 外来▶月1万8000円（年額14.4万円） 入院▶月5万7600円 （4ヶ月目以降の入院は月4万4400円） 院外薬局▶負担なし
市町村民税（所得割） 23.5万円以上	月2万円	

※重篤な肝硬変・肝がんの治療については、平成30年12月から新たな国の助成制度（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）が実施されていますが、北海道では肝硬変、肝がんにも上記の北海道単独事業により助成がされています。国事業を利用できる方の場合には医療費の負担が少なくなることもあり、今後は国事業と北海道単独事業との併用が見込まれています。



助成に関する
お問い合わせ先

北海道 保健福祉部 健康安全局
地域保健課 特定疾患グループ

☎011-231-4111（内線25-520）

B型肝炎の方 もう利用されましたか？



救済期限が延長されました！

B型肝炎「給付金」

過去の集団予防接種でB型肝炎に感染したキャリア・患者は給付金が受給できます。無症候キャリアの方は、さらに年4回の定期検査費用が助成されます。

①生年月日が昭和16年7月2日以降で②B型肝炎ウイルスに持続感染されている場合は、あきらめる前に弁護団にご相談ください。

治療の最新情報や仲間も。

受給後も病気とのたたかいは続きます。弁護団なら、最新の治療情報や悩みを共有できる仲間(患者で作る原告団)ができます。専門医による医療講演会や患者交流会も各地で開催しています。



給付金の金額

死亡	3600万円
肝硬変重度、肝がん	3600万円
肝硬変軽度	2500万円
慢性肝炎	1250万円
※各病態の発症から提訴までに20年が経過した場合、減額されます。	
無症候性キャリア	50万円 + 定期検査費用等

※いちど「対象者」と認められれば、病態が進んだときにも給付金の「差額」(追加給付)を受給できます。

ご相談は
各地の
弁護団へ

全国B型肝炎訴訟北海道弁護団

☎011-231-1941

<http://b-kan-sosho.jp/>

弁護団長 佐藤哲之(札幌弁護士会)

B型肝炎 北海道弁護団 で検索

重度の肝硬変の方への支援制度

重症度を判断する基準が、最近、緩和されています。ぜひ、ご活用ください。

障害年金

※平成26年6月1日に改正。

国民年金・厚生年金（共済年金含む）からは、「肝疾患による障害」の程度に応じた年金を受けられることがあります（原則として65才未満）。

まずは医療機関のソーシャルワーカーや社会保険労務士など専門家にご相談ください（申請先は年金事務所）。

障害年金のイメージ

- 1級**（介助なしで日常生活できない。寝たきり等）
→ 年**97.4万円** + 障害厚生年金（※）
- 2級**（日常生活が困難で労働収入が得られない）
→ 年**77.9万円** + 障害厚生年金（※）
- 3級**（厚生年金だけの制度。労働に著しい制限のある方）
→ 年**58.4万円**～

※障害厚生年金の額は、加入期間や保険料の額、家族構成などで決まります。

*これはイメージです。詳しくは専門家にご相談下さい。

身体障害者手帳

※平成28年4月1日に改正。

「肝機能障害」の程度に応じて、介護や医療費・交通費助成など、自治体からのサービスが受けられます。支援の内容や手続きについては、医療機関の相談窓口やお住まいの区市町村の障害福祉担当窓口にご相談ください。

治療などについて、患者さんの相談できるところ

北海道肝疾患診療連携拠点病院

北海道大学病院
肝疾患相談センター

☎011-706-7788

相談時間 9:00～17:00
（土日祝日・年末年始等を除く）

旭川医科大学病院
肝疾患相談支援室

☎0166-69-3111

相談時間 10:00～17:00
（土日祝日・年末年始等を除く）

札幌医科大学附属病院
肝疾患センター

☎011-611-5700

相談時間 9:00～17:00
（土日祝日・年末年始等を除く）

発行・お問い合わせ

全国B型肝炎訴訟北海道原告団 〒060-0061 札幌市中央区南1条西12丁目4 酒井ビル3F ☎011-231-1941
紹介しているのは2018(平成30)年12月1日現在の内容です。